

排他的経済水域の漁業資源管理機能：

～最大持続生産量(MSY)という管理目標の視点から～

中里 智子(内閣府食品安全委員会事務局 / 横浜国大)

1. 問題意識

- なぜ、MSY管理が義務づけられているのか？
- MSY管理のメリットとデメリット

2. 漁業資源のMSY管理を補完する考え

- 予防的アプローチ
- 生態系アプローチ
- ラベリング

3. 主な先進漁業国の漁業管理制度への反映状況

1. 問題意識

■ 「海洋法に関する国際連合条約」1982

➤ 公海、領海 + EEZの創設

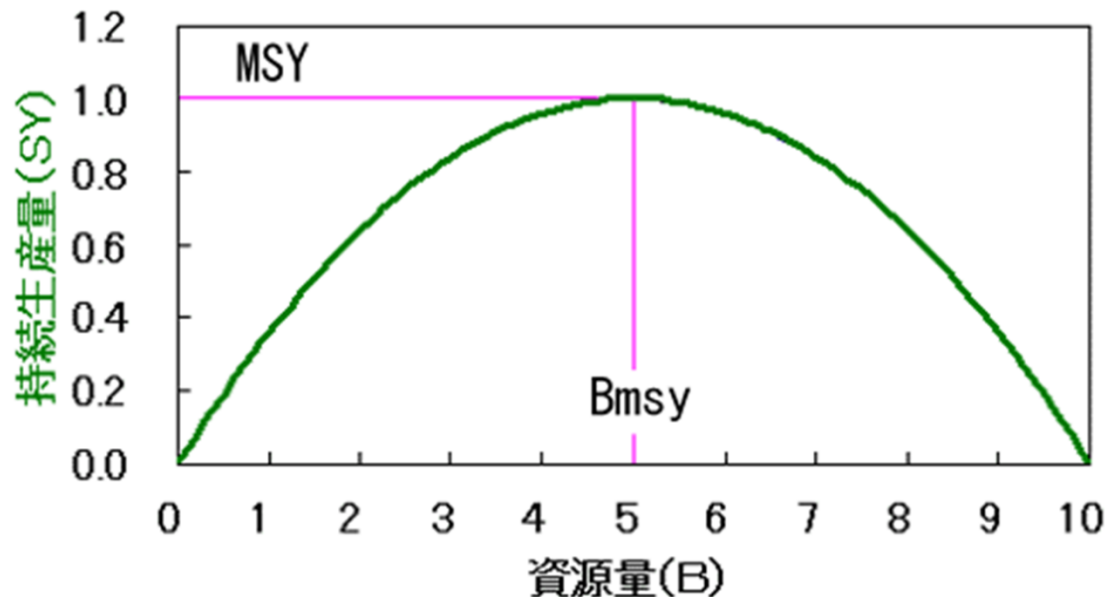
EEZにおける漁業管理

- 漁業資源については、探査、開発、保存及び管理の主権的権利を有する(第56条)
- EEZは領海基線から200海里を超えて拡張してはならない(第57条)
- 沿岸国は、自国EEZの漁業資源について漁獲可能量(TAC)を決定する。漁業資源については、過剰漁獲に陥らないよう、**最大持続生産量(MSY)**を実現できる水準に漁獲される魚種の資源量を維持し又は回復することを目的として、適当な保存措置及び管理措置を確保しなければならない(第61条)
- 沿岸国は、自国の漁獲能力を決定し、TACの余剰は自国以外の国に漁獲を認めなければならない(第62条)

1 問題意識

管理目標(MSY)、管理手段(TAC)とした漁業資源管理の考え方は、
国連海洋法条約の批准に伴って天から降ってきたもの・・という意識

■ MSY管理とは・・余剰生産モデルによる理論



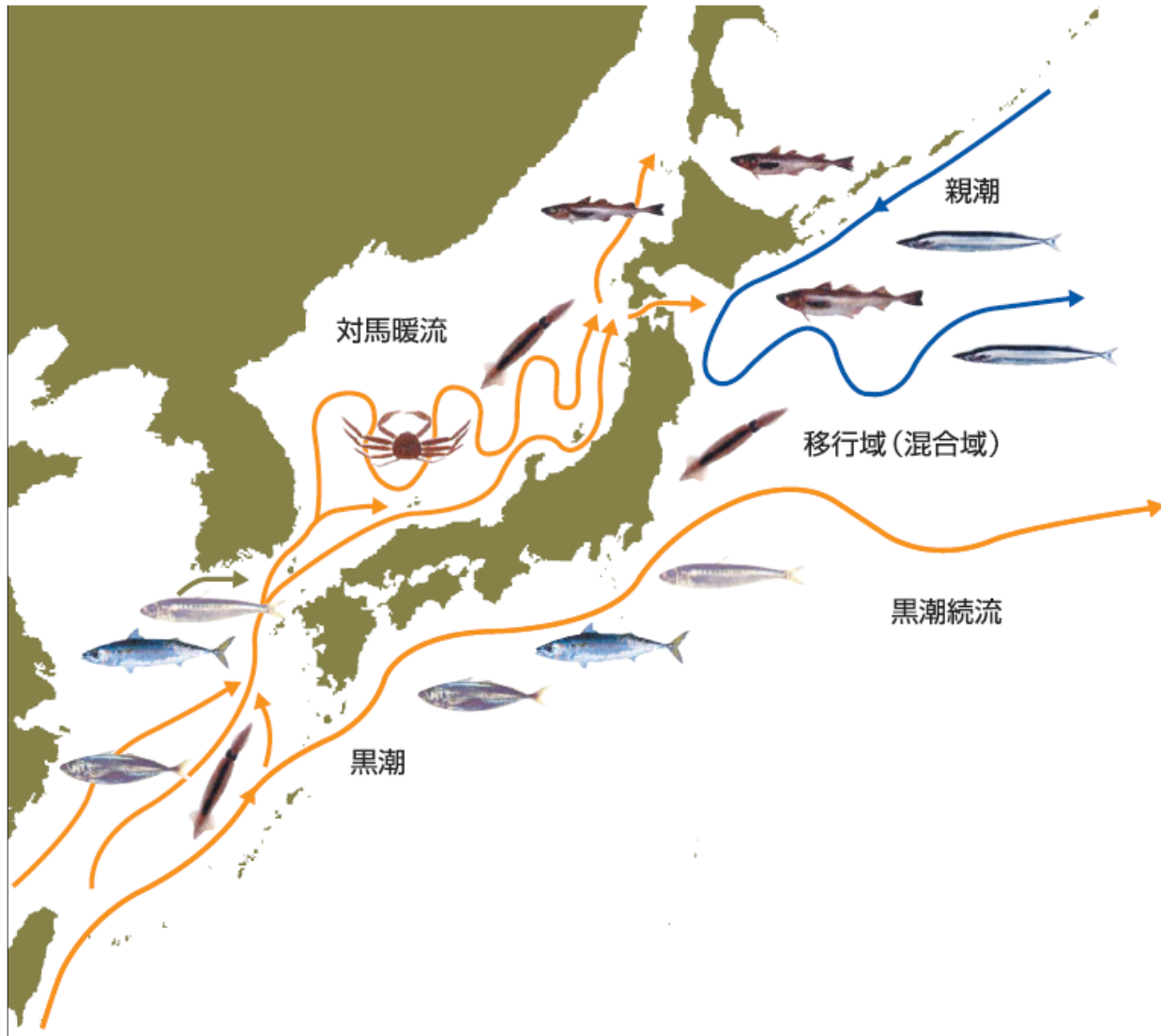
・MSY試算の技術的困難性



・資源の完全利用と保存とのバランスが理解しやすい

・余剰資源の他国への配分

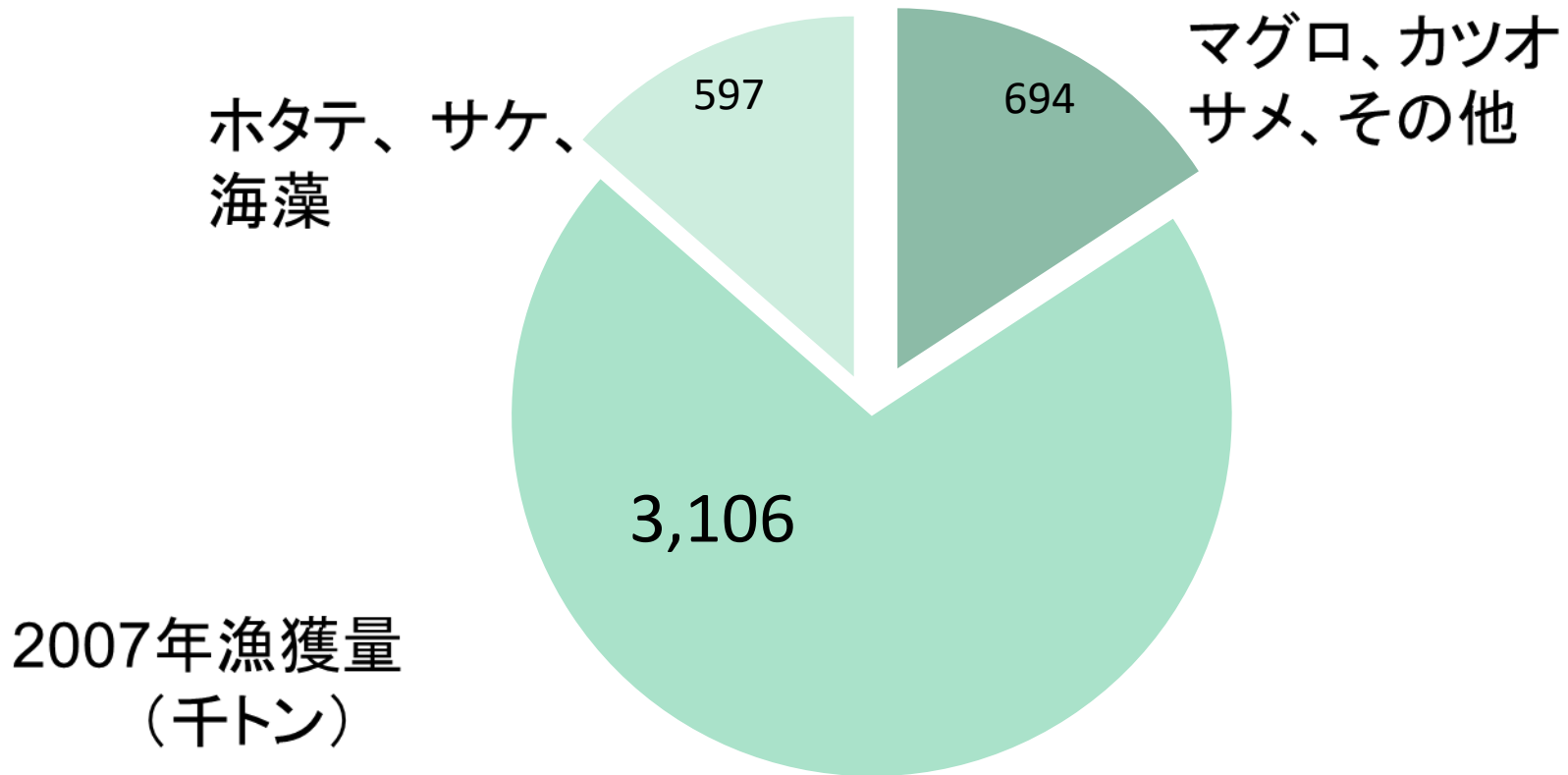
1 問題意識 日本のEEZにある漁業資源



資料: http://abchan.job.affrc.go.jp/pr/pamph_outline2007.pdf

資源評価が関わる漁獲量

》 50種類 80系群以上



1 問題意識

日本のEEZでMSY管理(TAC設定)している魚介類

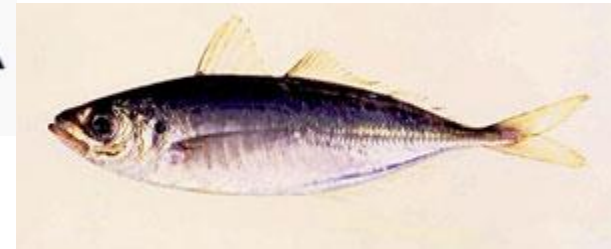
「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」1996



マサバ



ゴマサバ



マアジ



マイワシ



サンマ



スルメイカ



スケトウダラ



ズワイガニ

2. 漁業資源のMSY管理を補完する考え

予防的アプローチ

資源評価等の不確実性を補い、資源が崩壊する悪影響を事前に回避しようとする管理

MSY管理

- ・単一魚種ごとの管理
- ・一定の環境を仮定し、種間関係は考慮しない。
- ・不確実性が多い

生態系アプローチ

生育環境、餌関係、種間競合などを考慮した管理

ラベリング

生産者でなく消費者の選択による資源管理

予防的アプローチ

- 国連海洋法条約には予防的な措置について明示されていない。
- 予防原則/予防的アプローチとは: リオ宣言(1992年)第15原則

環境を保護するため、予防的アプローチ(precautionary approach)は、各国によりその能力に応じて広く適用されなければならない。深刻な、あるいは修復しがたい被害のおそれが存在する場合には、完全な科学的確実性の欠如が、環境悪化を防止するための費用対効果の大きい対策を延期する理由として、使用されてはならない。

- 国連大型流し網漁業禁止決議(The UN General Assembly Resolution 44/225)のショック (1989年)

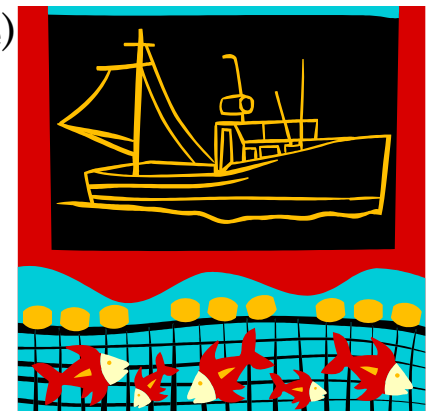


この厳格な実施にあたって、予防原則(precautionary principle)が主張され、1992年6月以降大規模な公海域での流し網漁業の一切が禁止



予防的な措置は、漁業資源の持続的利用に必要な考え

漁業の分野では予防原則と予防的アプローチを使い分けるように・・・。



予防的アプローチ

- **FAOの技術的指針ペーパー**

○深刻で非可逆的な環境悪化。悪影響がないことを立証できなければ当該産業が廃止にまで追い込まれる。→**予防原則**

○漁業の場合はその開発や管理の誤りは人類の未来を脅かすとまではいかず、多くの場合可逆的 → **予防的アプローチ**

FAO/Garcia “The precautionary approach to fisheries and its implication for fishery research, technology and management“(1996)

- **国連公海漁業協定(1995年)**

第6条 予防的のためのアプローチの適用

附属書Ⅱ 予防的アプローチの適用指針

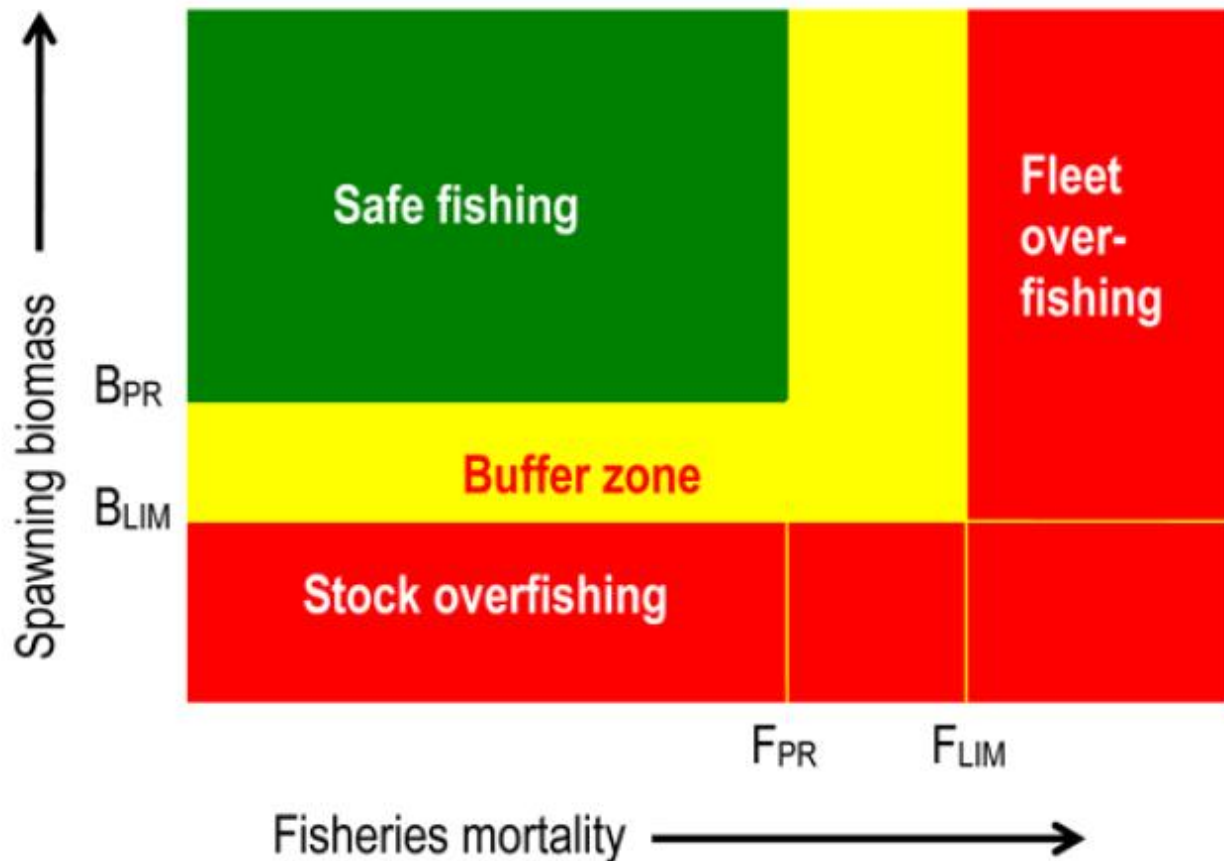
資源ごとの予防のための管理基準値 (precautionary reference point)を決定し、それを超過した場合の対策あらかじめ決定

- **FAO責任ある漁業のための行動規範(1995年)**

第7条5項 予防的アプローチ

予防的アプローチ

予防的管理基準の例



資料: Norway Doc.(2010)

2. 漁業資源のMSY管理を補完する考え

予防的アプローチ

資源評価等の不確実性を補い、資源が崩壊する悪影響を事前に回避しようとする管理

MSY管理

- ・単一魚種ごとの管理
- ・一定の環境を仮定し、種間関係は考慮しない。
- ・不確実性が多い

生態系アプローチ

生育環境、餌関係、種間競合などを考慮した管理

ラベリング

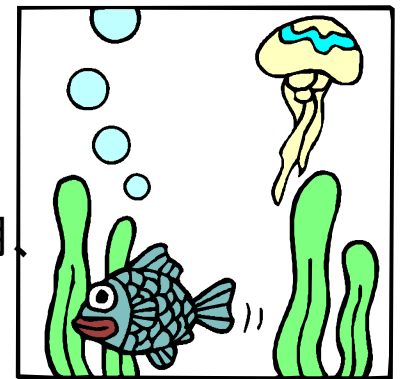
生産者でなく消費者の選択による資源管理

生態系アプローチ

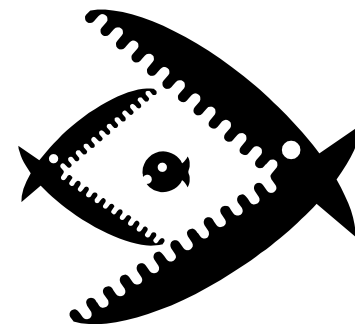
生物多様性条約(1992年)

「生態系」とは、植物、動物及び微生物の群集とこれらを取り巻く非生物的な環境とが相互に作用して一つの機能的な単位をなす動的な複合体をいう。(第2条)

- **1995年 生物多様性条約第2回締約国会議 ジャカルタ・マンディート**
海洋及び沿岸の生物多様性についての保全及び持続可能な利用に関する決議
- **2000年 生物多様性条約第5回締約国会議 「生態系アプローチ」の採択**
→生態系アプローチとは、保全と公正な方式での持続的利用に促進を目的とした土地資源、水資源、そして生物資源の統合的管理のための戦略
方法論の指針として「生態系アプローチの12原則」採択
- **2002年 持続可能な発展に関する世界サミット**
〈実施計画パラ32〉
海洋の保全と管理を促進するため、生態系アプローチの採用、
有害な漁業慣行の撤廃、2012年までの海洋保護区の設定



生態系アプローチ



- **国連公海漁業協定(1995年)**

- 第7条 保存管理措置の一貫性

- 2項(d) ストラドリング魚類資源及び高度回遊成魚類資源の生物学的一体性、その他の生物学的特性並びにこれら資源の分布、漁場及び関係地域の地理的特殊性との関係(ストラドリング魚類資源及び高度回遊性魚類資源が国の管轄の下にある水域内において存在し、及び漁獲される程度を含む)を考慮すること。

- **FAO責任ある漁業のための行動規範(1995年)**

- 第6条2項 漁業管理は、食料安全保障、貧困の減少、持続的開発の観点から、現在及び将来の世代のために漁業資源の質、多様性を十分に維持することを促進すべき。管理対象は、対象種の保存のみならず、対象種と同一の生態系に属する種、関連種、依存種の保存をも確保すべきである。



2. 漁業資源のMSY管理を補完する考え

予防的アプローチ

資源評価等の不確実性を補い、資源が崩壊する悪影響を事前に回避しようとする管理

MSY管理

- ・単一魚種ごとの管理
- ・一定の環境を仮定し、種間関係は考慮しない。
- ・不確実性が多い

生態系アプローチ

生育環境、餌関係、種間競合などを考慮した管理

ラベリング

生産者でなく消費者の選択による資源管理

ラベリング

■ 水産物エコラベル:

1990年代から、持続可能な手法で漁獲された魚であるといった認証と表示による消費者の選択に期待された資源管理が広がる。



- 北東大西洋さばの漁獲枠を巡るEU,ノルウェーVs アイスランド、フェロー諸島の争い (2010年から継続中)の打破への期待

3 主な漁業先進国の漁業管理制度へのEEZ制度の反映

	日本	米国	EU	カナダ	ノルウェー
法令等における資源管理目標	MSYを実現できる資源水準の維持・回復	MSY(OFL)を基礎とした最適利用	漁業資源の保存及び持続的な開発	持続的開発生態系との一体管理	持続的で経済的な利益の確保
MSYの位置づけ	TAC設定の基準 * MSYは適当な資源管理を継続することで得られる漁獲量	OY(最適利用)を設定する基準 * MSYはOYの上限	2002年CFPIになし。 (TACは予防的アプローチによる)	なし (TACは予防的アプローチによる)	なし (TACは予防的アプローチによる)
予防的アプローチ	採用	採用	採用(資源崩壊を防止)	採用	採用
生態系アプローチ	採用	採用	採用 生態系での漁業の影響を最小化	採用 生態系との一体管理	採用
余剰資源の配分	条文あり。二国間協定で相互入漁。	米国の裁量により割り当て	NAFOなどRFMOを通じて配分	NAFOなどを通じる	NAFOやロシア等との二国間協定
他国との協力	二国間協定による資源調査、情報交換が困難	外国漁船の締め出し政策	NAFOなどを通じる	NAFOや二国間協定を通じる	外国人科学者も募集した調査、NAFOなどを通じる